

令和2年10月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和2年10月27日 午後1時30分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊗欠席 ㊵遅刻 ㊶早退)	
○ 1 番 伊藤 薫	○ 2 番 吉永 守	○ 3 番 柿山 享
○ 4 番 大久保 純三	○ 5 番 武部 文男	○ 6 番 大川内 満舎信
○ 7 番 松尾 奈津子	○ 8 番 田中 康	○ 9 番 崎田 隆
○ 10番 吉原 順穂	○ 11番 益本 徳市	㊗ 12番 梶山 達男
㊗ 13番 田中 晴美	○ 14番 山本 鉄美	○ 15番 松永 敬資
○ 16番 藤川 吉生	○ 17番 崎村 康子	○ 18番 瀬川 伸清
○ 19番 山川 重晴		
出席農業委員数 17名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 松田 実男	○ 大久保 耕次	○ 岩木 保徳
○ 松永 勝也	○ 松瀬 義之	○ 大石 裕
○ 鈴立 企一	○ 百枝 純治	○ 萩原 健詞
○ 立山 義典	○ 早坂 勇	○ 松尾 和広
○ 紙本 政信	○ 川下 實	○ 吉田 政明
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 森田 俊行	次 長 辻田 三代子	係 長 田畑 徹二
主 査 桃田 忠邦	副主任 前川 祐樹	主 任 川村 和夫
7. 議 長	山 川 重 晴	
8. 議事録署名委員の指名		
9 番 崎 田 隆	10 番 吉 原 順 穂	

事務局長

皆様こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から10月の農業委員会総会を開催いたします。先々週の14日に農業委員会の会長事務局長会が大村市で開催されまして9月末までの現在の目標の状況説明がありましたのでお繋ぎをしておきます。まず、農地集積でございます。松浦市は74ヘクタール、委員さん1人につき2ヘクタールが目標で、9月末で71ヘクタールということで96パーセントの達成率となっております。次に遊休農地の解消ですが、目標1ヘクタールに対しまして今のところは0ヘクタールとなっております。遊休農地が2.7ヘクタールしかございませんのでなかなか厳しいものがございます。適正な非農地処理につきましては、目標15ヘクタールに対して既に45ヘクタールとなっております目標達成しております。続きまして、農業者年金の確保でございますが2人に対して現在0人で、できれば2人確保していただきたいと思っております。農業新聞につきましては3月末で122部ございまして9月末現在で118部、今現在で121部となっており、1部下回っておりますので、こちらも目標達成できるようにご協力をお願いしたいと思います。

本日は総会終了後、概ね3時を目途に研修会を開催するようしております。県の方から利活用推進室、農業会議、公社からそれぞれおいいただき、農業委員、農地利用最適化推進委員の役割、農地中間管理事業の活用、人・農地プランの実質化に向けた取り組みについて話をさせていただくようしております。また、農地中間管理事業の推進員として丸田久永さんに来ていただいていたのですが、9月15日付でお辞めになりまして10月1日からその後任といたしまして、前田伸也さんに来ていただいておりますのでご紹介をさせていただきます。

前 田

前田といいます。元農協におりました。よろしく申し上げます。

事務局長

それでは会長の挨拶をいただきまして10月の総会に入らせていただきます。

会 長

皆様こんにちは。農繁期の忙しい中にご出席いただきましてありがとうございます。本日は先ほど局長が話しましたように3時を目途に研修会を予定しておりますので、1時間半しかございませんが議事進行についてはご協力いただきますよう、3時を目途に総会は終了させていただきたいと思っております。それでは議事に入りますが、欠席委員をお知らせします。農業委員で12番の梶山委員、13番の田中委員、推進委員で3番の安永委員、11番の村田委員、18番の北川委員の5名から欠席届が出されております。本日の議事録署名人の指名をさせていただきたいと思っております。9番の崎田委員、10番の吉原委員の両名をお願いしたいと思います。それでは各種報告から入らせていただきます。

事務局

各種報告に入ります。総会資料1ページをご覧ください。農地移動適正化

あっせん事業報告でございます。令和2年8月11日に■■■■氏からあっせんの申し出があった分ですが、10月5日、■■■■公民館であっせん会を開催し、1回で協議が整いました。相手方は御厨町上登木免■■■■番地、■■■■氏で種類は売買です。10月8日に市役所で調印式を行っております。あっせん委員の松田推進委員、岩木推進委員、ありがとうございました。

2件目は、令和2年9月2日に■■■■氏からあっせんの申し出があった分で、現在日程を調整中です。

3件目は、令和2年10月13日に御厨町前田免■■■■番地■■■■、■■■■氏からあっせんの申し出があった分です。種類は売買、対象農地は御厨田町木場免■■■■番■■■■、地目は田、面積は■■■■平方メートルです。こちらについては、あっせん委員の決定をお願いいたします。

議 長            それでは私のほうから、まず■■■■さんのあっせんについて松田委員、岩木委員お世話をおかけしました。ありがとうございました。それから■■■■さんについても百枝委員、鈴立委員よろしくをお願いいたします。今回出された土地のあっせんでございますが、地元委員ということで岩木推進委員と松永推進委員にお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

あっせん委員    はい。

議 長            それではお二人にお願いしたいと思います。

事務局            農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について、ご説明いたします。1件目の貸人：■■■■氏、借人：■■■■氏の分から2ページ4件目、貸人：■■■■氏、借人：■■■■氏までの10件は農地中間管理事業への借換え分になります。通知年月日は令和2年9月16日、同日受付です。次の貸人：■■■■氏、借人：■■■■株式会社の方は借人が平戸市への移転したことにより、解約になったものです。通知年月日は令和2年9月16日、同日受付です。次の2件、貸人：■■■■氏、■■■■氏、借人：■■■■■■■■氏は、借り人が規模を縮小したいとのことでの解約でございます。通知年月日は令和2年9月24日、同日受付です。最後の貸人：■■■■氏、借人：■■■■氏の方は、先ほどのあっせん事業でご報告した分で、貸人の都合による解約になります。以上です。

次に農地転用許可不要案件届出書の受理報告について、ご説明いたします。届出人は志佐町里免365番地 松浦市長 友田吉泰氏。農地の所有者は志佐町横辺田免■■■■番地、■■■■氏、農地の表示が志佐町横辺田免字■■■■番、地目は畑、面積は■■■■平方メートル。事業目的は横辺田地区耐震性貯水

槽の新設で、転用期間は永年となっております。令和2年10月13日に届出があり、令和2年10月14日に受理しております。

続きまして、申請事件の処理状況について資料に沿って読み上げさせていただきます。

< 提案事件の集計表以下、資料読み上げ >

### 提案事件の集計表

#### 農地法関係

申請事由		件数	面		積計
			田	畑	
第3条	経営規模拡大	1	443 m <sup>2</sup>		443 m <sup>2</sup>
	贈与	1	6,182 m <sup>2</sup>	3,307 m <sup>2</sup>	9,489 m <sup>2</sup>
計		2	6,625 m <sup>2</sup>	3,307 m <sup>2</sup>	9,932 m <sup>2</sup>

申請事由		件数	面		積計
			田	畑	
第5条	一般個人住宅	2	480 m <sup>2</sup>	357 m <sup>2</sup>	837 m <sup>2</sup>

報告事由		件数	面		積計
			田	畑	
第51条	違反転用事案報告	1	1,364 m <sup>2</sup>		1,364 m <sup>2</sup>

#### 農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面		積計
			田	畑	
所有権移転		1	1,079 m <sup>2</sup>		1,079 m <sup>2</sup>
利用権設定		41	48,892.39 m <sup>2</sup>	104,666.25 m <sup>2</sup>	153,558.64 m <sup>2</sup>
	賃借権	26	24,081.00 m <sup>2</sup>	43,174.00 m <sup>2</sup>	67,255.00 m <sup>2</sup>
	使用貸借	15	24,811.39 m <sup>2</sup>	61,492.25 m <sup>2</sup>	86,303.64 m <sup>2</sup>
計		42	49,971.39 m <sup>2</sup>	104,666.25 m <sup>2</sup>	154,637.64 m <sup>2</sup>

意見書関係

申請事由	件数	面積			計
		田	畑	原野	
農用地利用配分計画(案)について	21	34,704.39 m <sup>2</sup>	85,384.00 m <sup>2</sup>		120,088.39 m <sup>2</sup>
農業振興地域整備計画の変更について	8	5,085.00 m <sup>2</sup>	2,067.00 m <sup>2</sup>	3,862.00 m <sup>2</sup>	11,014.00 m <sup>2</sup>

議長 各種報告が終わりました。ここで皆様から何かご意見とか質問とかございませんか。ないようですので、付議事項に入ります。議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 議案第53号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてご説明いたします。5ページをお開き下さい。

事件番号1番です。共有地の売買による所有権移転で、譲渡人は9名、譲受人は御厨町田代免 番地の 氏です。なお、登記名義人は共有者10名であり、内2名は相続人が判明しておりますが、残り8名は相続人が判明しない又は存在しないため裁判所から司法書士の 氏が財産管理人に選任されております。対象農地は、御厨町田代免字 番、地目:田、 平方メートルの1筆で、西九州自動車道の用地買収に伴う残地であり、申請事由は、経営規模拡大のための売買による所有権移転の許可申請です。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が32,689平方メートル、農従者は3名、譲受人の農業従事日数は年間150日となっております。以上の状況により農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

次に、事件番号2番です。申請者は、譲渡人 福島町里免 番地 氏、譲受人 同住所の 氏です。申請事由は、親子間の生前贈与による所有権移転の許可申請であります。贈与する農地は、福島町里免字 番、地目:畑、 平方メートルほか9筆です。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が57,721平方メートル、農従者は3名、譲受人の農業従事日数は年間150日となっております。以上の状況により農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、ご審議をお願いします。

議長 議案の説明が終わりましたので地元委員さんから意見を聞きたいと思います。事件番号1について岩木推進委員お願いいたします。

推進委員 推進委員4番の岩木です。地元の さんですが、本人もバリバリの農業者として頑張っておられますし、その息子たちもずいぶん農作業を手伝っておられるお宅です。問題ないかと思います。

議長 ありがとうございます。事件番号2について紙本推進委員お願いいたします。

推進委員 推進委員15番の紙本です。父から子への生前贈与ですが、前回令和元年の総会で所有権移転の許可をいただいております。今回の生前贈与につきましても特に問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからも別に問題ないだろうというご意見でございます。ここで皆様からの質疑を受けたいと思います。この案件についてご意見とかご質問とかございませんか。

5番 農業委員5番の武部です。事件番号1についてですが、これは元々共有持ち分ですけど10名の地区有地か何かでしょうか。

事務局 この農地が地区有地かどうかは確認していませんが、元々田として存在していたのは間違いなようで、国土交通省も西九州道路の関係で手続きをされていますが、元は田だったというところまでは確認が取れていますが、地区の用地であるかは確認が取れていませんでした。

5番 農業委員5番の武部です。結構、こういう問題はあるのですよね。昔いろいろあったのですが、税務的なことを考えてこういうふうに複数の共有地にされていることを確認していますけど、そういうことですか。

議長 こういう共有地っていうのは、一般的に登記法上団体とかでは登記ができないということで、以前は関係者の名前を連ねて登記したという経緯があります。特に地区の持分とかですね。今は地縁団体で法人格として登記できるようになっていますが、以前はできなかったのでおそらく今言われたように10人もいるってことは地区の関係ではと、はっきりは分かりませんが、判断をされるところでございます。

推進委員 推進委員9番の百枝です。こういった政策的に農用地で買収するときには国が行ってくれるわけですね。私たちの地元で県道の拡張申請を数年やってもできないところがあって、なぜだろうかと県に聞いたら所有者が一杯いて、なかなか難しいのでそこは幅ましができません、と説明されて非常に不自由しています。こういったことができるようであれば、県も何とか前向きに取り組んで生活の便利が出来るような政策をしてもらいたいということで、行政のほうに農業委員会から提言することもありますよね、そういった機会にお願いできないでしょうか。参考のためにお願いしたいと思います。

事務局           これから先、県のほうと意見交換することもあるかと思います。今、百枝推進委員がおっしゃったことにつきましても、県のほうに働きかけていきたいと思います。

議 長           今、百枝推進委員が言われたことに県とかは事業の中で用地の代替は計算しても換地や相続までは見てないというのがかなりあります。だから、事業の中で相続まで見ているかどうかというのは、それぞれの事業で違ってきますので、当初そういうのができるのかというのは個別に判断していかないと思います。かなり費用が掛かかりますから、なかなかそこまでは見てないという事業が多いのですよ。だから、そういう相続登記まで見ますかというのは事前にしていく必要があると思っています。

                  他に何かございませんか。ご意見もないようでございますので、議案第53号は申請どおり許可することに異議ございませんか。

委 員           はい。

議 長           それでは異議なしと認めます。よって議案第53号は申請どおり許可することといたします。

                  次に議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局           議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。6ページをお開き下さい。

                  事件番号1番です。現地の位置図、字図、配置図、立面図を議案の85ページから89ページに添付しております。譲受人は志佐町里免■■番地■■■■氏、譲渡人は御厨町西木場免■■番地■■■■氏です。申請地は、松浦市役所御厨支所から西へ約2キロメートル、■■公民館の向かいにあり、所在地は御厨町西木場免字■■■■番■■、地目:畑、■■平方メートルで、贈与による所有権移転を行う予定です。転用の目的は、一般住宅用地です。まず、農地区分は、10ヘクタール未満の小規模団地内にある農地で、土地改良事業も行われていないため第2種農地です。土地利用計画は50センチメートル程度盛土して整地します。排水は、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経て既存の水路へ、雨水も既存の水路へ放流します。最後に、借り入れによる資金計画を確認しておりますので、本事業が確実に行われるものと思われま

す。

                  次に、事件番号2番です。現地の位置図、字図、配置図、立面図を議案の85ページと90ページから93ページに添付しております。譲受人は志佐町里免■■番地■■■■氏、譲渡人は志佐町里免■■番地■■■■氏です。申請地は、松浦市役所から南へ約■■メートルであり、所在地は志佐町里免字■■

■■■■番、地目:田、■■■平方メートル、無償による使用貸借の予定で、期間は永年です。転用の目的は、一般住宅用地です。農地区分は、都市計画法における用途地域にある農地のため第3種農地となります。(第1種住居区域住居の環境の保護を目的)土地利用計画については整地のみで利用します。排水ですが、汚水及び生活雑排水は下水道へ接続し、雨水は既存の水路へ排水します。最後に、借り入れによる資金計画を確認しておりますので、本事業が確実に行われるものと思われま

す。以上、ご審議をお願いします。

議長 議案の説明が終了しましたので、地元委員さんの意見をお聞きしたいと思います。まず、事件番号1につきまして、大久保推進委員をお願いします。

推進委員 推進委員2番の大久保です。10月20日に現地調査に行きました。事務局の説明のとおり排水計画についても問題なく、また、転用による周辺農地への影響もないものと思われま

す。両隣が身内の方ということでこちらについても影響ないと思っておりますのでそう判断しております。よろしくお願

議長 ありがとうございます。事件番号2について大石推進委員をお願いします。

推進委員 推進委員7番の大石です。10月20日に現地立ち会いをしました。全員でここは問題ないだろうということで市道の上の段に家が建つこととなりますが、上のほうは住宅が建っており河川も近くに流れ上下水道も脇を通っていますので別に問題なく、施主は■■■■さんの娘婿にあたるらしいです。それで無償ということで私の考えでは問題ないと思

議長 ありがとうございます。それでは現地確認に行かれた委員さんからもお聞きしたいと思います。伊藤委員をお願いします。

1番 農業委員1番の伊藤です。事務局から詳しく説明がありましたとおり、また地元委員さんからもなんら問題ないというふうに話がされております。私

議長 ありがとうございます。地元委員並びに現地確認の委員さんからも別に問題ないという発言でございます。ここで皆さんからの質疑を受けたいと思います。この案件につきまして何かご意見とか質問とかございませ



5番 農業委員5番の武部です。事件番号2ですけど親類関係というのはいいのですが、問題あるのは税務的な問題ですね。家が建てば地目が変わって税金が高くなると誰が納めるのかということが注意するとこかなと思って質問しました。

議長 回答は必要でしょうか。

5番 農業委員5番の武部です。いいえ。

議長 今、武部委員が言われたように、これは地目が宅地ですから個人住宅となると宅地課税になりますから10倍以上の税金がかかってくると、だからそこらも含めて使用貸借というのは考えていくことになります。ここは無償としてありますが、個人同士で決められたことだと思いますが、そういうものが発生するという事は考えておかないといけないということになります。

他に何かご意見ございませんか。

(意見なし)

ご意見もないようでございますので、農業委員会としては許可相当と意見を付して進達することに異議ございませんか。

委員 はい。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第54号は申請のとおり許可相当と意見を付して進達するものといたします。

次に議案第55号 違反転用事案報告についてを議題とします。

事務局 議案第55号 違反転用事案報告についてご説明いたします。まず、違反転用の対応についてですが、本日お配りした資料をご覧ください。これは県において転用手続きに関する指針が示されており、その中にある違反転用への対応のフロー図です。本件はこれに沿って対応することとなりますが、始めに①で違反転用を把握した場合は、②調査指導等を行います。その指導で是正できない場合は、③で県に違反転用連絡票を提出します。そこで、図に記載の④「簡易手続き相当」と判断されれば、追認申請・計画変更申請で処理することになります。なお、「簡易手続き相当の判断」基準は右側に記載した要件に該当するか否かです。本案件は、④簡易手続きに該当するかの判断で該当しないと判断されましたので、このフロー図に沿って、⑤総会に報告し違反転用事案報告書を提出するものです。

それでは、違反転用事案について説明します。7ページをお開きください。資料は本日お配りした資料及び議案の94ページから96ページをご覧ください。土地の所有者は、福島町喜内瀬免 番地 氏、転用者は伊万里市波多津町 番地 氏です。内容は、平成29年8月頃に造船所建設のために隣接する 番 ほか3筆の造成工事が行われた際に、当該地についても転用許可を得ることなく市道からの進入路として整備されたもので、農地法第5条第1項に違反する事案です。今回、報告書を提出するにあたり、農業委員会としての意見を付すこととなります。この案件を把握した後に前担当者によって土地の所有者や造船関係者から違反転用に至った経緯等の聞き取りを行っておりましたので、総合的に考え、①当該地は10年以上も耕作されておらず原野化していた農地であること、②東側は海で護岸に近く西側は市道と接し近傍地には他の農地がないこと、③既に進入として使用され原状回復が困難であることから、追認申請相当との意見を付して提出したいと考えております。以上、ご審議をお願いします。

議 長 議案の説明が終わりました。地元委員さんから状況についてお聞きしたいと思えます。

推進委員 推進委員13番の早坂です。この農地は5年ほど前まで地域全体で毎年野焼きをやっていました。気がついたときには工事が始まっていた。正式に転用申請すれば説明があったように原野化してしまいましたのですんなり通ったと思いますが、こんなことになってしまいました。こういったことをやると、その後が大変だということを機会あるごとに移動農業委員会とか農業委員会の研修会でこういう手続きしないと大変なことになります、と皆様が理解するように、また理解できるように説明をしたらいいのかなと思います。福島でこの事案を説明するのは問題がありますので、福島で説明するなら他の地区の違反転用で農業委員のメンバーに説明できる参考事例としてなればいいのかと思います。すみません説明になっていましたでしょうか。

議 長 ありがとうございます。事務局として何か意見ありますか。

事務局 フロー図の右下のところにもありますが、あと違反で問われる罪は、罰ということで本当に厳しいものであれば3年以下の懲役であるとか個人においては300万円以下の罰金。会社法人においては1億円以下と非常に大きな罰の罰金になります。この案件については、本人さんも農地転用の手続きが必要ということをご存じではなかったということをお聞きしておりますので、農業委員、推進委員の皆様にもご理解いただきたいというところもありますが、農地の所有者、一般の農家の方々にこういうことになります、と広く周知を図

ると同時に研修会等を通じて皆様にも詳しくご理解いただけるように努めていかなければと思います。以上です。

議長

違反転用の場合は、罰則と書いてありますが金額ばかりじゃなくて、基本的には原状回復命令になります。だから、この案件で見ますとこれだけのものを原状回復し農地に戻しなさいというのが原則です。そうすると相当な費用が掛かかります、農家の人たちに。違反転用をすれば、原状回復義務があり実際にかけた費用の3倍位掛かるわけですから、原状回復になるということ農家の皆さん方に理解をしてもらわないといけません。農業委員会としても機会があるごとにそういう話をしないとダメです。皆様方からもそういう場合は原状回復命令が出ますとそうなった場合莫大な費用が掛かりますよと、だからそういう事は絶対にしないでくださいと話をしていただきたいと思います。

推進委員

推進委員13番の早坂です。2年前の農地パトロールで指摘した案件ですが、既にコンテナハウスを利用した簡易宿泊所とかカフェがあり、カフェが営業を始めています。そうすると、ますます大変なことになります。1つ言いたいのは2年前の農地パトロールで指摘した案件がなんで2年間もかかるのでしょうか。これもちょっと問題じゃないかともっと速やかにやれば現場復旧も簡単じゃなかったのかもしれないけれど、2年も前の時点ではできそうなことが、今こうなるとますます費用が掛かる。もう少し処理が速やかにやる必要があると考えます。

事務局

今、早坂委員さんからご指摘がありましたように平成30年の8月のパトロールの時に発見しておりました。それ以降2年経っておりまして、速やかに処理するように会長からも話があったように、時間が経てば経つほど扱いが難しくなるというのは重々承知しております。この点については、大変申し訳ありませんが事務局の怠慢でございます。以後はこのようなことがないようにしていきたいと思います。農地パトロールを実施して、昨年からは市内に志佐に1つと鷹島に2つあります。この分についても、県に違反転用連絡とか報告をしておりまして、その結果で同じような処理をさせていただくことになろうかと思っておりますのでよろしく願いいたします。

議長

はい、早坂委員から指摘がありましたとおり違反転用というのは時間が経てば経つほど難しくなってきます。だから、私は事務局にいつも繰り返し、違反転用を見つけた場合は早期の対応しなさいという話をしています。原状回復となりますと、いろいろ問題が出てくることになってきますので、こちらの指導が悪ければ向こうも訴訟するぞと云う話になってきます。金が掛かることですから、そういうことになりかねませんので早期に対応しないと

いけないし、皆様方もおかしいぞという時は早めに事務局に連絡をいただいて、事務局もしっかり調べて対応するということでなければいけないと考えております。他に何かご意見ございませんか。

(意見なし)

ご意見もないようでございますので、違反転用ですから追認相当という形で農業委員会の意見として出すことでよろしいでしょうか。

委員 はい。

5番 農業委員5番の武部です。これを処理するというか、済んでいることですから今までもこういった事件はあったのでしょ。だから、始末書の提出とかがあったでしょうから、そういう方法でやっていかないといけないでしょうね、悪いことをしたのですから。

事務局 県のほうで追認申請を認められましたら、その中で顛末書は必ずつける書類となっていますから、きちんとつけてもらって事務処理を行っていきます。

10番 農業委員10番の吉原です。この平成29年8月頃に造船所建設の事業を始められたのですか。その他の地番ですが、今の■■■番以外に他の地番が4つありますが、それは農地ではなかったのですか。この造船所っていうのは市の誘致企業だったのですか。造船所建設にあたっては、市に許可申請を出さないといけないはずで、こういったものはどこが担当するのですか、所管はどこになるのですか。そこに書類を提出されて着工になると思うのですが。担当課としては、事前に農地があれば転用許可を取らないといけませんと指導してしかるべきと思います。福島町にとっても働く場所っていうのは無人でやるわけではないのでしょうか。有人で仕事をするはずで。そうするとやはり働く機会ができる、だからもっと行政は親切に説明をするべきではないでしょうか。悪意を持って原野化しているから分からないだろうということで悪意を持ってやられるのであれば困りますが。働く場所を作る、そして進上路もいるということであれば計画図面に出していたはずで。だから所管はどこになるのですか、企業誘致はどこになるのですか。企業ばかり責めるのではなくて所管する課も責任があったと思います。働く場所っていうのは、非常に松浦市にとっては大切ですから、そこら辺も加味した上で県への提出書類に付け加えてもらいたいと思います。

議長 誘致企業でないにしても、当然市のほうには建設計画を提出する必要があります。今までもその計画の中で農地を許可しているというのは県も市もあ

ります。しかし、後から違反転用とか分かり、担当者もそこが農地かどうかと目が届いてなかったようです。今までも後から市の誘致企業の中ででも出てきました。そこまで担当者も見えていませんでした。だから、吉原委員が言われたようにそこまでしっかり見てそれぞれの課が指導していくようにしないといけないと思います。今後関係各課にはそういう話をしていきたいと思っています。他に何かございませんか。

6番 農業委員6番の大川内です。所有者である[REDACTED]さんはご存知ですか。違反転用だということは。

事務局 存じ上げられています。

6番 農業委員6番の大川内です。追認はやむなしと判断します。

議長 他に何かご意見ございませんか。追認という形で、農業委員会も認めないといけないと思う案件ですが、追認相当ということで農業委員会の意見としては提出することといたします。次に議案第56号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局 8ページをご覧ください。議案第56号 農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和2年10月28日としております。9ページ、10ページにあっせん事業による所有権移転分を、12ページに賃貸借の再設定分、13ページに新規設定分、14ページに使用貸借の再設定分、15ページ、16ページに使用貸借の新規設定分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区の委員さんのご確認をお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。あっせん分も含めて集積計画が出されております。これは皆様方からの掘り起こしをしていただいたものでございます。目を通していただいて問題なければ議案を決定したいと思います。どんなでしょうか。議案とおりに決定することに異議ございませんか。

委員 はい。

議長 異議なしと認めます。よって議案第56号は計画どおり決定することとし、公告予定を令和2年10月28日とさせていただきます。

次に議案第57号農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。この分については委員分でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の

規定により、関係委員は議事に参加できないことになっておりますので、  
委員は退席をお願いします。

(松尾委員 退席)

事務局 21ページをご覧ください。議案第57号 農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和2年10月28日としております。こちらは委員さん関係分になります。22ページに賃貸借権新規設定分の各筆明細を添付しておりますので、ご確認をお願いします。

議長 委員さん分でございます。計画どおり決定することに異議ございませんか。

委員 はい。

議長 異議なしと認めます。よって議案第57号は計画どおり決定することとし、公告予定を令和2年10月28日とさせていただきます。

(委員 着席)

議長 次に議案第58号 農用地利用配分計画(案)についてを議題とします。

事務局 25ページをご覧ください。議案第58号 農用地利用配分計画(案)についてご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。26ページから71ページにかけて、19件の配分計画書を添付しております。AtoAで公社が貸付ける分が8件、AtoBで公社が貸付ける分が11件ございます。AtoBの内訳ですが、28ページに公社が氏に貸付ける分の各筆明細を、29ページに氏の経営状況を記載しております。同じように、30から31ページには氏へ貸付ける分、34から35ページ、38から41ページ、44から45ページが氏へ貸付ける分、46から47ページが氏へ貸付ける分、52から53ページが氏へ貸付ける分、58から59ページ、63から64ページが氏へ貸付ける分、68から71ページが氏へ貸付ける分でございます。始期が令和2年12月10日で、存続期間は10年で契約されております。以上でございます。

議長 議案の説明が終わりました。これも皆さん方から掘り起こししていただいたものでございます。担当地区をお目通しいただきたいと思っております。何かご意

見ございますか。ご意見もないようでございますので配分計画(案)どおり決定することに異議ございませんか。

委員 はい。

議長 異議なしと認めます。よって議案第58号は計画(案)どおり問題ないという意見を提出することといたします。次に議案第59号 農用地利用配分計画(案)について、これは委員さんの分でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、関係委員は議事に参加できないことになっておりますので、[ ]委員は退席をお願いします。

( [ ]委員 退席)

事務局 74ページをご覧ください。こちらは委員さん関係分になります。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。公社が [ ]に貸付ける分の各筆明細を、75ページから78ページに [ ]の経営状況を76ページから79ページに記載しております。始期が令和2年12月10日で、存続期間は10年で契約されております。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 議案の説明が終わりました。これは [ ]のものでございます。計画どおり決定することに異議ございませんか。

委員 はい。

議長 異議なしと認めます。よって議案第59号は計画(案)どおり配分については問題ないという意見を提出することといたします。

( [ ]委員 着席)

議長 次に議案第60号 農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。

事務局 議案第60号 農業振興地域整備計画の変更についてご説明いたします。これについては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により農業委員会としての意見を求められておりますので、意見書を提出するものです。83ページをお開きください。資料は、97から103ページで、黄色が農用地区域、赤く囲っている部分が申請地です。事件番号1～6番が農用地区域への編入、7、8番が農用地区域からの除外の申請です。

事件番号1番は、農用地区域への編入を目的としています。資料は98ページです。申請地は、志佐町稗木場免字■■■■番・田・■■■平方メートル、同じく字■■■■番・田・■■■平方メートル、同じく字■■■■番・田・■■■平方メートル、所有者は■■■■氏、松浦市役所から南に約■■■キロメートルに位置します。編入の目的は、中山間地域等直接支払制度を活用するためのものでありますので、問題ないものと考えます。

事件番号2番も、農用地区域への編入を目的としております。資料は99ページです。申請地は、志佐町栢木免字■■■■番・畑・■■■平方メートル、同じく字■■■■番・田・■■■平方メートル、所有者は■■■■氏で、松浦市役所から南に約■■■キロメートルに位置しております。編入の目的は、中山間地域等直接支払制度を活用するためのものでありますので、問題ないものと考えます。

事件番号3番も、農用地区域への編入を目的としております。資料は100ページです。申請地は、志佐町西山免字■■■■番・原野・■■■平方メートル、所有者は■■■■氏です。場所は松浦市役所から西へ約■■■キロメートルに位置します。編入の目的は、果樹経営支援対策事業を活用してみかんを植栽するもので問題ないものと考えます。

事件番号4～6番はまとめて説明しますが、農用地区域への編入を目的としております。資料は101ページです。事件番号4番の申請地は、福島町塩浜免字■■■■番・田・■■■平方メートル、所有者は■■■■氏です。事件番号5番の申請地は、福島町塩浜免字■■■■番・田・■■■平方メートル、所有者は■■■■氏です。事件番号6番の申請地は、福島町塩浜免字■■■■番・田・■■■平方メートル、所有者は■■■■氏です。場所は松浦市役所福島支所から南西に■■■キロメートルに位置し、■■■■の近くです。編入の目的は、中山間地域等直接支払制度を活用するためのものでありますので、問題ないものと考えます。

事件番号7番は、農用地区域からの除外を目的とした申請です。資料は102ページです。申請地は、調川町下免字■■■■番・田・■■■平方メートル、所有者は■■■■氏で、転用者は■■■■です。場所は松浦市立調川中学校から南東に■■■メートルに位置します。除外の目的は、太陽光発電施設用地として利用することで、土地利用計画では現状のまま利用し、排水は雨水排水のみで地面浸透させる計画です。申請地は宅地、田、畑に囲まれた土地で、除外されても農地の集団性は保たれ、農業用水路等への支障もなく、周辺農地への影響もないものと考えられたため農用地区域からの除外もやむを得ないと見込まれますが、転用に関しては排水計画が地面浸透と計画してある点において、現地調査の結果、この計画では周辺の住宅地へ排水が流れ出る可能性も考えられるなど懸念される点がありますので、転用申請があった際には排水計画について周辺地へ影響のないよう十分に確認・指導したいと考えます。



事件番号8番も、農用地区域からの除外を目的とした申請です。資料は103ページです。申請地は、志佐町田ノ平免字[ ]番・畑・[ ]平方メートル、所有者は[ ]氏、転用者は息子の[ ]氏です。場所は松浦市役所から南東に[ ]キロメートルで、[ ]公民館の近隣に位置します。除外の目的は、農家住宅として利用することです。土地利用計画では現状のまま利用し、排水は汚水を合併浄化槽で処理し水路放流、雨水排水も水路放流させる計画で問題ありません。申請地は宅地と畑に囲まれた土地であり、農用地区域の端に位置し、除外されても農地の集団性は保たれ、農業用水路等への支障もなく、周辺農地への影響もないものと考えられ、農用地区域からの除外もやむを得ないと見込まれます。以上、ご審議をお願いします。

議 長 議案の説明が終了しましたので地元員さんの意見をお聞きしたいと思います。事件番号1、百枝推進委員をお願いします。

推進委員 推進委員9番の百枝です。この場所は基盤整備されている土地で端っこの位置に入っており、長年耕作をされているところでございます。今回は中山間に加入されるということで問題ないと判断しております。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。それでは事件番号2、吉原委員をお願いします。

10番 農業委員10番の吉原です。20日の現地立ち会いのときには現地に行けませんでした。22日の朝8時半から堤さんに立ち会っていただきまして現地を確認いたしました。これは中山間直接支払交付金制度を活用するためで、両農地とも非常に立派に管理されておりまして農振農用地区域内に編入することに何ら問題ないと感じました。

議 長 ありがとうございます。それでは事件番号3について、柿山委員をお願いします。

3番 農業委員3番の柿山です。10月20日の夕方4時ぐらいに立ち会いを行いました。現地は[ ]氏が原野を開墾してみかんを植えるということです。なんら問題ないものと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。それでは事件番号4、5、6で松尾推進委員をお願いします。

推進委員 推進委員14番の松尾です。事件番号4、5、6番ですが、事務局の方と農業

委員さんと現地確認しました。3箇所とも稲作をされておりましていずれも問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長            ありがとうございます。次に除外案件が2件あります。事件番号7、村田推進委員お願いします。

事務局            事件番号7につきましては、村田推進委員に立ち会っていただいたのですが、本日は欠席ということで先日、村田推進委員の方から連絡がございまして特に問題ないということで報告してもらいたいということでしたのでよろしくお願いいたします。

議 長            次に事件番号8、鈴立推進委員お願いします。

推進委員          推進委員8番の鈴立です。事件番号8ですが、          さんの住宅がありまして、その前に畑があつてその土地でございまして。息子さんの          さんが住宅を建てるとということで申請なされております。周りも畑と田んぼがございまして畑の下にも田んぼがありましてこれも          さんの土地でありまして排水に関してもその下に市道が通っておりましてその側溝にパイプをつなげると聞いております。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長            ありがとうございます。地元委員さんのご意見をお聞きしたわけですが、別に編入除外について問題ないというご意見でございまして。ここで皆様の質疑を受けたいと思います。この案件についてご意見等ございませんでしょうか。意見もないようでございまして、問題ないということでしょうか。

委 員            はい。

議 長            農業委員会としては問題ないという意見を提出することといたします。以上をもちまして付議事項議案の審議が全て終了しました。続きまして、協議事項に入りたいと思います。

事務局            それでは協議事項に入ります。研修会まであと5分ということで時間が押しておりますが簡単に説明したいと思います。報告を含めて2件ございまして。皆様のお手元に農業委員、農地利用最適化推進委員の推薦応募者名簿を1枚差し上げているかと思います。これについては9月3日から委員さんの募集を行いまして9月30日までとしておりましたが、それまでの間には定員に達することができませんでしたので、10月16日まで期間延長したところでございます。皆様には大変ご苦勞おかけしましたが、何とか農業委員19人、推進委員18人の定員に達することができました。ありがとうございます。この名

簿はあくまで推薦や応募があった方の名簿ということで正式な決定ということではございませんが、近々最終的にホームページで公表させていただきたいと思っております。農業委員さんについては議会の承認をもらい、推進委員さんは4月の総会の中で決定し委嘱するという流れになります。

事務局

ありがとうございました。もう一点だけお願いがございます。今回は農業者年金の推進の対象者の名簿をお配りしておりますので、今後推進していただいて、来月の総会の折にその進捗状況をお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いたします。以上です。

議長

今、年金のことを話したようにお手元に資料が配られていると思いますので、これを見て推進していただければと思います。次回の委員会の折にその結果についてお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いたします。次回の総会を11月26日13時30分から市民ホールを予定しております。最後に総括的に皆さんの方からご意見等ございませんか。よろしいでしょうか。それでは以上もちまして10月の定例総会を閉会いたします。ありがとうございました。お疲れ様でした。

〈 閉会の時刻 〉 15 時 05 分